

データ伝送サービス「全銀ファイル伝送VALUX」ご利用規定

株式会社山梨中央銀行

(2022年4月1日制定)

第1条. データ伝送サービス

データ伝送サービスとは、本サービスの利用申込人ご本人（以下「契約者」といいます。）が当行へパソコン等を通じて、インターネット等により当行に「総合振込」「給与・賞与振込」「地方税納付」「口座振替」「代金回収」等の取引依頼データを伝送するサービスをいいます。なお、取引依頼データは、全銀協規定フォーマットによることとします。

本サービスの利用にあたっては、通信手順として契約者は株式会社NTTデータが提供する端末認証サービス「全銀ファイル伝送VALUX」を使用することとします。

第2条. ご利用資格

本規定を承認し、次の各号に該当する場合に本サービスをご利用いただけます。

- (1) 法人の方または個人事業主の方
- (2) 当行本支店に普通預金口座または当座預金口座をお持ちの方

第3条. 利用時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の日・時間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこれを変更することがあります。

第4条. 資金の引落し

- (1) 取引依頼の確定後、当行は、総合振込、給与・賞与振込、地方税納付の資金、振込手数料、各種手数料における料金等を、契約者が指定した預金口座（以下「取扱口座」といいます。）から、当行の各種預金規定、当座貸越約定書等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落します。
- (2) 前項の引落しが行われなかった場合（残高不足の他、取扱口座が解約済みの場合、融資の遅延、差押等による支払停止等の場合を含みます。）は、契約者からの取引依頼はなかったものとしてします。

第5条. 基本手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料等（消費税等を含みます。）をいただきます。この場合、当行は当該手数料等を 契約者が届け出た取扱口座から、当行の各種預金規定、当座貸越約定書等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく、当行所定の日に引落します。
- (2) 当行がこの基本手数料等の金額を変更する場合、当行は当行の定める方法で契約者に周知することにより、任意に変更できるものとします。
- (3) 本条第1項の基本手数料等以外の諸手数料についても、当行は提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。この場合、当行は本条第2項と同様の方法により契約者に周知します。

第6条. 本人確認等

- (1) 契約者は、本サービスの利用にあたり事前に書面にて所定のパスワード等を当行に届け出ることとします。
- (2) 契約者が本サービスを利用する際に、所定のパスワード等を当行に送信し、当行が登録されたパスワード等との一致を確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - ① 契約者の有効な意思による申込みであること
 - ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること

第7条. 振込依頼の取消または振込依頼内容の変更

- (1) 当行が契約者から振込を受付けた後、契約者が振込依頼の取消（以下「組戻」といいます。）または振込依頼内容の変更（以下「訂正」といいます。）を依頼する場合は、支払指定口座のある当行本支店にて当行所定の手続きにより取扱います。また、この手続きにあたっては、当行所定の手数料（消費税等を含みます。）をいただきます。
- (2) 組戻等により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、取扱口座に入金します。なお、この場合、振込手数料の返却または免除は行いません。
- (3) 本条第1項および第2項の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、組戻または訂正ができないことがあります。この場合には、契約者と当該振込資金の受取人との間で協議してください。なお、この場合、本条第1項の手数料の返却は行いません。
- (4) 本条第2項の処理後改めて同一の振込先口座に振込を依頼する場合には、新たな振込依頼として、当行所定の振込手数料（消費税等を含みます。）をいただきます。

第8条. 届出事項の変更等

- (1) 印鑑、名称、住所、その他の届出事項に変更がある場合は、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第9条. 免責事項等

- (1) 本人確認
本規定第6条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうちは、利用者を契約者とみなし、パスワード等、および資金の引落口座等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 通信手段の障害等
当行の責めによらない通信機器・回線およびパソコン等の障害や誤作動、または天災・火災・騒乱等の不可抗力、ならびにパソコンの盗難・紛失・通信回線の不通により、取扱いが遅延したり、不能となった場合でも当行は責任を負いません。また、通信経路において盗聴がなされたことにより、パスワード等および取引情報が漏洩したために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、回線の障害等により取扱いが中断した損害については、当行は責任を負いません。回線の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に取引内容を本サービスによりご確認ください。取引店にお問い合わせください。

第10条. 機密保持

契約者および当行は、本サービスの利用契約に伴って知ることができた相手方の業務上の全ての情報を機密とし、本契約の履行の目的以外に使用せず、かつ相手方の承諾なしに第三者に対して開示、漏洩しないものとします。

なお、本条は本サービスの解約または終了後も有効に存続するものとします。

第 11 条. 個人情報の取扱い

契約者および当行は、本サービスの利用契約における個人情報の取扱いに関し、以下の各号の定めを遵守し、情報漏洩の防止、目的外利用の禁止等個人情報保護の徹底を図るものとします。

(1) 情報の範囲

個人情報とは契約者および当行が本契約による業務を通じて収集した預金者の一切の情報で、氏名等当該預金者を特定できる情報とこれに付随して取扱われる預金者の情報をいうものとします。

(2) 情報の利用の制限

個人情報の利用は、業務上必要な範囲であって、法令において定める範囲に限定するものとします。

(3) 適正管理

① 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲において、客観性、正確性および最新性を保持するものとします。

② 個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対し、技術面および組織面において合理的な安全対策を講じるものとします。

(4) 情報の提供

① 第三者への個人情報の提供は、当該預金者が同意している場合、若しくは当該預金者の同意がない場合であっても、業務上必要があり当該預金者の保護に値する正当な利益が侵害される恐れのない場合、または各種法令の規定により提出を求められた場合、並びにそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合に限るものとし、提供に際しては個人情報保護について十分配慮するものとします。

② データ伝送にあたっては、その場所および担当者を特定するものとし、データ伝送は安全で確実な方法によるものとします。

第 12 条. 反社会的勢力との取引謝絶

本サービスは、本規定第 13 条第 4 項の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本規定第 13 条第 4 項の各号のいずれかに該当する場合には、当行は本サービスの申込みをお断りするものとします。

第 13 条. 解約等

(1) 都合による解約

本サービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。ただし、契約者からの解約の場合は、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。なお、解約の届出は当行の解約処理終了と同時に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 解約の通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の契約者の氏名（名称）、住所に解約の通知を行います。その通知が氏名（名称）、住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(3) サービスの停止・解約等

契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスにもとづく全部または一部のサービスの提供を停止、または本規定にもとづく契約を解約できるものとします。

① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他適用ある倒産手続開始の申立があった場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき

② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責めによって、当行において契約者の所在が不明となったとき

④ 当行に支払うべき基本手数料、その他所定の手数料を支払わなかったとき

⑤ 1 年以上にわたり本サービスの利用がないとき

- ⑥ 解散、その他営業活動を休止したとき
 - ⑦ 相続の開始があったとき
 - ⑧ 本規定にもとづく当行への届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - ⑨ パスワード等を不正に使用したとき
 - ⑩ 本規定または本規定にもとづく当行所定事項に違反したとき
 - ⑪ その他、前各号に準じ、当行がサービスの中止を必要とする事由が生じたとき
- (4) 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に通知することなく本契約を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 契約者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 契約者または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A. から D. に準ずる行為
- (5) 手数料の返還
 契約期間の途中での本サービスの解約もしくは全部または一部停止があった場合、当行は基本手数料の返却または免除を行いません。
- (6) 本サービスの契約が解約により終了した場合には、その時点までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はそれを処理する義務を負いません。

第14条. 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、関係する各種預金規定、当座勘定規定、振込規定、その他の規定等を準用するものとします。

第15条. 契約期間

本契約の当初契約日は、当行が申込書を受取り、申込みを承諾した日とします。

契約期間は当初契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の日から1年間継続されるものとします。

第16条. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 17 条. 譲渡・質入れ

本サービスにもとづく契約者の権利は、譲渡・質入れすることができません。

第 18 条. 協議

本規定の各条項について疑義が生じた場合、または本規定に定めのない事項で実施上必要な細目については、契約者と当行で協議のうえ定めます。

第 19 条. 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第 20 条. 総合振込

(1) 内容

- ① 当行は契約者からの依頼による本サービスのデータ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行または当行が為替契約を締結している金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
- ② 総合振込の振込資金および振込手数料の引落口座（以下「取扱口座」といいます。）は、データ伝送サービス「全銀ファイル伝送 V A L U X」利用申込書（以下「申込書」といいます。）により契約者が指定した口座とします。
- ③ 当行は振込資金の受取人に対して入金通知を行いません。
- ④ 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、すみやかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、振込資金を取扱口座に入金します。なお、この場合、振込手数料の返却または免除はいたしません。

(2) 取引の手続き等

- ① 本サービスにより総合振込を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
- ② 振込指定日は、当行の営業日とし契約者が指定するものとします。
- ③ 振込を行う受取人について事前に指定口座の口座番号等の確認を行ってください。
- ④ 振込資金および振込手数料は取扱口座から引落します。
- ⑤ 振込資金は、振込指定日の前営業日・当行所定の時間に引落します。なお、振込資金の引落しができない場合、総合振込のお取扱いができない場合があります。
- ⑥ 振込手数料は、振込の都度、または当行所定の日に一括して取扱口座から、当行の各種預金規定、当座貸越約定書等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落します。振込手数料の引落方法は、契約者が振込の都度または一括払いいずれかの方法を選択のうえ、書面により届出ることとします。なお、振込資金の引落しの都度、振込手数料を引落す場合は、振込依頼分を合算で引落します。
- ⑦ 当行が契約者から受付した振込について、契約者が組戻しまたは振込内容を訂正する場合は、本サービスの契約店（支払指定口座または引落指定口座のある当行本支店）にて、当行所定の方法で取扱います。なお、取扱いにあたっては、当行所定の組戻手数料または振込訂正手数料をお支払いいただきます。
- ⑧ 振込金の受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。

第 21 条. 給与・賞与振込

(1) 内容

- ① 当行は契約者からの依頼による本サービスのデータ伝送サービスを利用した給与・賞与等の振込事務（以下「給与・賞与振込」といいます。）を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行または当行が為替契約を締結している金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
- ② 給与・賞与振込の振込資金および振込手数料の引落口座（以下「取扱口座」といいます。）は、申込書により契約者が指定した口座とします。
- ③ 当行は振込資金の受取人に対して入金通知を行いません。
- ④ 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、すみやかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を取扱口座に入金します。なお、この場合、振込手数料の返却または免除はいたしません。

(2) 取引の手続き等

- ① 本サービスにより給与・賞与振込を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
- ② 振込指定日は、当行の営業日とし契約者が指定するものとします。
- ③ 振込資金および振込手数料は取扱口座から引落します。
- ④ 振込資金は、振込指定日の前営業日・当行所定の時間に引落します。なお、振込資金の引落しができない場合、給与・賞与振込のお取扱いができない場合があります。
- ⑤ 受給者が、給与の振込を指定できる預金口座は、本人名義の普通預金（総合口座を含みます）または当座預金とします。
- ⑥ 契約者は、給与振込を行う受給者について、事前に振込指定口座の口座番号等の確認を行うものとします。
- ⑦ 振込手数料は、振込の都度、または当行所定の日に一括して取扱口座から、当行の各種預金規定、当座貸越約定書等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落します。振込手数料の引落方法は、契約者が振込の都度または一括払いいずれかの方法を選択のうえ、書面により届出ることとします。なお、振込資金の引落しの都度、振込手数料を引落す場合は、振込依頼分を合算で引落します。
- ⑧ 当行が契約者から受付した振込について、契約者が組戻しまたは振込内容を訂正する場合は、本サービスの契約店（支払指定口座または引落指定口座のある当行本支店）にて、当行所定の方法で取扱います。なお、取扱いにあたっては、当行所定の組戻手数料または振込訂正手数料をお支払いいただきます。
- ⑨ 振込金の受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前 10 時からとします。

第 22 条. 地方税納付

(1) 内容

- ① 当行は契約者からの依頼による本サービスのデータ伝送サービスを利用した地方税納付事務を代行します。なお、納付の受付にあたっては、当行所定の取扱手数料をいただきます。
- ② 地方税納付の納付資金および取扱手数料の引落口座（以下「取扱口座」といいます。）は、申込書により契約者が指定した口座とします。
- ③ 納付指定日は、毎月 10 日（ただし、銀行休業日の場合は翌営業日）とします。
- ④ 契約者の依頼にもとづき当行が作成した納付書類について、納付先の市区町村から当行に対して納付内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、すみやかに回答してください。

(2) 取引の手続き等

- ① 本サービスにより地方税納付を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。

- ② 納付資金および取扱手数料は、納付指定日当日の当行所定の時間に取扱口座から引落します。なお、納付資金の引落しができない場合、地方税納付のお取扱いができない場合があります。なお、取扱手数料を引落す場合は、当該地方税納付分を合算で引落します。
- ③ 契約者は当行に対する委託事務を安全・円滑に行うため、納付資金および取扱手数料の原資として、納付指定日の前営業日までに、納付資金相当額および取扱手数料相当額（消費税等を含む）を契約者の引落指定口座に入金するものとします。
- ④ 納付依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。
- ⑤ 当行は、伝送された納付明細にもとづき、納付書、納入済通知書、納入告知書および領収証書を契約者に代わって作成し、各市区町村に納付します。
- ⑥ 納付受付不能分がある場合は、契約者は別途所定の方法で納付するものとします。

第 23 条. 口座振替

(1) 内容

- ① 当行は契約者からの依頼による本サービスのデータ伝送サービスを利用した預金口座振替による収納事務（以下「口座振替」といいます。）を受託します。口座振替の引落先として指定できる取扱店は当行本支店とします。なお、口座振替の取扱いにあたっては、当行所定の取扱手数料をいただきます。
- ② 口座振替による収納資金の入金口座（以下「取扱口座」といいます。）は、申込書により契約者が指定した口座とします。
- ③ 当行は、口座振替による引落対象となる預金者に対して、引落済みの通知および入金督促等を行いません。
- ④ 当行が契約者からの依頼にもとづき行った口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、契約者および預金者双方で協議し解決するものとします。

(2) 取引の手続き等

- ① 本サービスにより口座振替の請求明細を送信し振替処理を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
- ② 振替指定日は、当行の営業日とし契約者が指定するものとします。
- ③ 振替指定日を変更する場合、契約者は預金者に対して周知徹底をはかるものとし、当行による通知等は行わないものとします。
- ④ 口座振替の請求明細を当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。
- ⑤ 収納資金は取扱手数料を差し引きし、振替指定日の翌営業日までに取扱口座に入金します。なお、収納資金が取扱手数料に満たない場合は、取扱手数料を取扱口座から引落します。
- ⑥ 当行は、口座振替処理結果を振替処理後の当行所定の日時までには、契約者が照会可能な状態に準備します。

(3) 口座振替依頼書の受理等

- ① 当行の取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、「預金口座振替依頼書」（以下「依頼書」といいます。）および「預金口座振替払い等に関する届出書」（以下「届出書」といいます。）の提出を受け、これを承諾した場合は届出書を契約者に送付します。
- ② 契約者が預金者から依頼書および届出書を受理した場合は、依頼書を当行に送付し、当行は記載事項を確認のうえこれを受理します。依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある場合は、これを受理せずすみやかに契約者に返送します。

第 24 条. 代金回収

(1) 内容

- ① 当行は契約者からの依頼による本サービスのデータ伝送サービスを利用した預金口座振替による各種回収代金等の収納事務（以下「代金回収」といいます。）を受託します。口座振替の引落先として指定できる取扱店は、当行本支店および当行が指定する収納代行会社の提携金融機関の国内本支店とします。なお、代金回収の取扱いにあたっては、当行所定の取扱

手数料をいただきます。

- ② 契約者が作成した請求データのうち、当該預金口座が当行以外の金融機関に開設されている場合は、当行はこれを当行の指定する収納代行会社に委託して口座振替処理します。契約者は当該預金者に対し、その旨周知徹底を図るものとします。
 - ③ 代金回収による収納資金の入金口座（以下「取扱口座」といいます。）は、申込書により契約者が指定した口座とします。
 - ④ 当行は、代金回収による引落対象となる預金者に対して、引落済みの通知および入金督促等を行いません。
 - ⑤ 当行が契約者からの依頼にもとづき行った代金回収について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、契約者および預金者双方で協議し解決するものとします。
- (2) 取引の手続き等
- ① 本サービスにより代金回収の請求明細を送信し振替処理を依頼する場合は、当行所定の日時までに行ってください。
 - ② 振替指定日は、当行所定の営業日とし、契約者がその中から指定するものとします。
 - ③ 振替指定日を変更する場合、契約者は預金者に対して周知徹底をはかるものとし、当行による通知等は行わないものとします。
 - ④ 代金回収の請求明細を当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできないものとします。
 - ⑤ 収納資金は取扱手数料を差し引きし、振替処理後の当行所定の日までに取扱口座に入金します。なお、収納資金が取扱手数料に満たない場合は、取扱手数料を取扱口座から引落します。
 - ⑥ 当行は、代金回収処理結果を振替処理後の当行所定の日時まで、契約者が照会可能な状態に準備します。
- (3) 預金口座振替依頼書の受理等
- ① 契約者は、預金者から預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます。）の提出を受け、必要事項が記載されていることを確認のうえ、当行の元受店に送付するものとします。
 - ② 当行は、記載事項を確認のうえ依頼書を受理します。依頼書に印鑑相違その他の不備事項がある場合は、これを受理せずすみやかに契約者に返送します。
 - ③ 当行以外の金融機関に対する依頼書は、当行の指定する収納代行会社が該当金融機関に送付し、本項2号の取扱いと同様とします。

第25条. 取引明細照会

(1) 内容

- ① 当行は契約者からの依頼にもとづき、本サービスのデータ伝送サービスを利用して取引明細照会の結果を通知します。
- ② 取引明細照会の利用口座（以下「取扱口座」といいます。）は、申込書により契約者が指定した口座とします。
- ③ 当行が契約者からの依頼にもとづき行った取引明細の通知について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、契約者および預金者双方で協議し解決するものとします。
- ④ 当行から本サービスにより通知した内容については、振込依頼人から訂正依頼があった場合、その他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。

(2) 取引の手続き等

- ① 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。
- ② 本サービスの照会可能期間は、当行所定の期間とします。
- ③ 本サービスのデータ取得のタイミングと取得可能時間は、当行所定の時間によるものとします。
- ④ 本項各号につきまして、当行は契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

以上